

別表1 補助基準単価

単位：千円

事業所等の種別 ※1		第3条(1)						第3条(2)	
		対象			①～③ 共通	⑤※2 左記に加え	④※2		
		①	②	③					
通所系	1	児童発達支援	○	○		271	271	271	136
	2	医療型児童発達支援	○	○		172	172	172	86
	3	放課後等デイサービス	○	○		257	257	257	128
入所・居住系	4	福祉型障害児入所施設		○	○	985	985	985	493
	5	医療型障害児入所施設		○	○	529	529	529	264
訪問系	6	居宅訪問型児童発達支援		○	○	33	—	—	11
	7	保育所等訪問支援		○	○	35	—	—	13
相談系	8	障害児相談支援		○		37	—	—	18

- 注
- ・原則、1事業所等当たり1回まで補助金を交付することができる。
 - ・1事業所等に(1)と(2)の両方の補助金を交付することができる。
 - ・(1)①～④はいずれかでの申請（最大補助可能額は、(1)①～③のいずれか+⑤+(2)）。

※1 事業所等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 (1)④及び⑤「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」（令和2年4月9日付厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき（④は上記自主休業の届出を行った上）サービス提供している場合を指す。